

文化スポーツ課所管社会体育施設ネーミングライツスポンサー募集要項

1 募集目的

宮崎市では、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行い、民間企業と協働して市民サービスの向上や地域の活性化を図ることを目的にネーミングライツスポンサーを募集します。

2 対象施設

- (1) 宮崎市生目の杜運動公園
- (2) 宮崎市清武総合運動公園

3 対象施設の概要

- (1) 生目の杜運動公園（宮崎市大字跡江 4461-1）

①供用開始

平成15年度から一部供用開始

②管理運営

指定管理者（MSG・ミズノグループ）

③施設概要及び有料施設利用者数

施設名称	施設概要	H27 利用者数
生目の杜運動公園		325,202 人
アイビススタジアム	両翼 100m 中堅 122m	42,793 人
第2野球場	両翼 100m 中堅 122m	22,712 人
テニスコート	砂入り人工芝 16面	69,926 人
はんぴドーム	屋内競技施設（人工芝 65m×65m）	43,894 人
多目的グラウンドA	126m×126m	24,062 人
多目的グラウンドB	サッカーコート（天然芝2面、人工芝1面）	49,379 人
体育館	バレーコート3面	37,456 人
陸上競技場	第3種公認陸上競技場	34,980 人

※上記の利用者数には、観客数及び無料施設利用者の数は含まれておりません。

④ソフトバンクホークス春季キャンプ観客数

351,000 人

⑤生目の杜運動公園の主な行事

年月	行事	実施場所
H27. 4	全日本少年軟式野球大会	第2野球場
	全日本ジュニアテニス選手権大会宮崎県予選	テニスコート
H27. 5	日本選手権九州予選大会	アイビー・第2野球場・多目的A
	全日本グランドベテランソフトテニス大会	テニスコート
	日本スポーツマスターズ宮崎県予選	テニスコート
H27. 6	日本選手権九州予選大会	アイビー・第2野球場・多目的A
	ひむかカップジュニアテニストーナメント 九州対抗戦	テニスコート
H27. 7	日本選手権九州予選大会	アイビー・第2野球場・多目的A
	全国高校野球選手権宮崎大会	アイビー・第2野球場・多目的A
	ピンクリボン県予選	テニスコート
H27. 8	天皇杯全日本サッカー選手権大会	陸上競技場
	東アジアリトルシニア野球宮崎大会	アイビー・第2野球場・多目的A・はんぴ
H27. 9	九州大学サッカーリーグ	多目的B（人工芝）
	全国レディース県予選	テニスコート
	秋田杯職域・クラブ対抗	テニスコート
H27. 10	ゼビオカップ南九州大会	テニスコート
	みやざきフェニックスリーグ	アイビー・第2野球場 他
	福岡ソフトバンクホークス秋季キャンプ	アイビー・第2野球場 他
	ダンロップテニストーナメント九州地区決勝大会	テニスコート
	ソフトテニスジュニアジャパンカップ	テニスコート
	九州ジュニアサーキット南部シリーズ	テニスコート
	全国選抜ジュニア県予選	テニスコート
H27. 11	福岡ソフトバンクホークス秋季キャンプ	アイビー・第2野球場 他
H28. 2	福岡ソフトバンクホークス春季キャンプ	アイビー・第2野球場 他
	球春みやざきベースボール	SOKKENスタジアム 他
	Jリーグキャンプ（アビスパ福岡）	陸上競技場・人工芝
	Jリーグキャンプ（ファジアーノ岡山）	陸上競技場・人工芝
	アイビースプリングベースボールリーグ	アイビー・第2野球場・多目的A・はんぴ
H28. 3	アイビースプリングベースボールリーグ	アイビー・第2野球場・多目的A・はんぴ

(2) 清武総合運動公園 (清武町今泉甲 530 番地)

①供用開始

平成5年度より一部供用開始

②管理運営

指定管理者 (S&N (坂元芳翠園、南洋ガーデン))

③施設概要及び有料施設利用者数

施設名称	施設概要	H27 利用者数
清武総合運動公園		87,236 人
SOKKEN スタジアム	両翼 100m 中堅 122m	12,198 人
第2野球場	両翼 100m 中堅 122m	4,006 人
屋内投球練習場	10 人立て (赤土 7 黒土 3)	715 人
日向夏ドーム	屋内競技場 (人工芝 50m×50m)	19,047 人
多目的グラウンド	150m×150m	10,024 人
多目的広場	150m×80m	5,426 人
第1テニスコート	砂入り人工芝 3 面 (屋内)	4,789 人
第2テニスコート	砂入り人工芝 9 面 (屋外)	19,268 人
弓道場	近的場 10 人立て、遠的、四半的	7,318 人
打撃練習場	3 人立て	0 人
トレーニング室	トレーニング室	4,445 人

※上記の利用者数には、観客数及び無料施設利用者の数は含まれておりません。

※第2野球場、屋内投球練習場、第1テニスコート、打撃練習場は、平成27年度に新築又は改修工事を行っており、一時供用されていない期間がありました。

④オリックスバファローズ春季キャンプ観客数

198,000 人

⑤清武総合運動公園の主な行事

年月	行事	実施場所
H27. 4	九州なでしこ県大会	多目的広場
	中畑清旗 MRT 少年野球大会	SOKKENスタジアム
	九州選抜大会	SOKKENスタジアム
	第1回宮日旗硬式西日本大会	SOKKENスタジアム
	明光義塾カップ	多目的広場
	高松宮賜杯全日本軟式地区予選	SOKKENスタジアム
	都市対抗南九州予選	SOKKENスタジアム
H27. 5	宮崎県中学校交流大会	多目的広場
	日本選手権杯九州予選大会兼第10回宮崎市長杯	SOKKENスタジアム
	高松宮賜杯全日本軟式地区予選	SOKKENスタジアム
	宮東地区少年サッカーリーグ戦	多目的広場
	ホークス杯 予選	SOKKENスタジアム
H27. 7	第9回読売旗争奪宮崎大会	SOKKENスタジアム
	林和男国際野球大会兼九州連盟創立35周年記念全国選抜大会	SOKKENスタジアム
H27. 8	宮崎サマーフェスティバル	SOKKENスタジアム
	九州中学校軟式野球大会	SOKKENスタジアム
	東アジアリトルシニア	SOKKENスタジアム
	九州女子サッカー選手権	多目的広場
H27. 9	県ソフトテニスシニア選手権	第2コート(6面)
	第2回南九州テニストーナメント	第2コート(9面)
H27. 10	みやざきフェニックスリーグ	SOKKENスタジアム、野球場
H27. 11	第38回全国選抜高校テニス大会九州地区大会	第2コート(9面)
H27. 12	ひむか杯選抜高校テニス大会	第2コート(9面)
H28. 2	オリックスキャンプ	SOKKENスタジアム 他
	球春みやざきベースボール	SOKKENスタジアム 他
	Jリーグキャンプ(ジェフユナイテッド市原・千葉)	多目的広場
	Jリーグキャンプ(Vファーレン長崎)	多目的広場
	Jリーグキャンプ(ツエーゲン金沢)	多目的広場
	Jリーグキャンプ(ベガルタ仙台)	多目的広場
H28. 3	斗山ベアーズキャンプ	多目的広場

4 提案内容

(1) 施設の愛称等

- ① 対象施設は、市民が利用する公共施設であるため、市民の理解が得られる愛称を提案してください。
- ② ネーミングライツスポンサーが付けることができる愛称は、施設の一般的な呼称であり、市が条例等で定めている施設名称を変更するものではありません。
- ③ 公園全体の愛称のほか、野球場などの各施設にも愛称を提案することが可能です。ただし、一般公募で決定した名称については、それらを活用した愛称を提案してください。

愛称を提案できる施設及び命名の条件は以下のとおりです。

【生目の杜運動公園】

対象施設	命名の条件
生目の杜運動公園	『生目の杜』は残すこと
アイビースタジアム	『アイビースタジアム』は残すこと
第2野球場	条件なし
テニスコート	条件なし
はんぴドーム	『はんぴドーム』は残すこと
多目的グラウンドA	条件なし
多目的グラウンドB	条件なし
体育館	条件なし
陸上競技場	条件なし

【清武総合運動公園】

対象施設	命名の条件
清武総合運動公園	『清武』は残すこと
SOKKENスタジアム	『SOKKENスタジアム』は残すこと
第2野球場	条件なし
屋内投球練習場	条件なし
打撃練習場	条件なし
日向夏ドーム	『日向夏ドーム』は残すこと
トレーニング室	条件なし
多目的グラウンド	条件なし
多目的広場	条件なし
弓道場	条件なし

- ④ 愛称は、次に掲げるいずれにも該当しないようにしてください。
- (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - (ウ) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの。
 - (エ) 政治性又は宗教性があるもの。
 - (オ) 社会問題についての主義主張に係るもの。
 - (カ) その他宮崎市広告事業実施要綱第 6 条各号の規定を準用し名称として表示することが適当でないとして市長が認めるもの。

(2) ネーミングライツ料、契約期間

- ① スポンサーに選ばれた場合に支払うネーミングライツ料（年額）、契約期間を提案してください。
- ② 市が希望するネーミングライツ料は以下のとおりです。
契約期間は3年から5年の間で提案してください。
なお、支払時期及び支払方法については、協議の上で決定します。

施設名	市が希望するネーミングライツ料 (消費税及び地方消費税相当額を含む)	契約期間
生日の杜運動公園	年額 2,500 万円程度	3年以上5年以下
清武総合運動公園	年額 1,500 万円程度	

(3) ネーミングライツに付随する特典や条件等

- ① ネーミングライツに付随して希望する特典や条件等を提案してください。
- ② 提案していただく特典や条件等は、施設の現状変更を必要としない範囲で、施設の目的に即した内容であり、かつ実行可能と考えられるものとし、協議の上で決定します。

(4) 愛称表示に伴う経費等

- ① 愛称表示に伴う看板の新設及び書換え工事(施設名看板等の設置状況については、別添資料参照)の施工についてはスポンサーにて行っていただきます。
- ② 既存の印刷物等への愛称表示については、協議の上で決定します。
- ③ 愛称のデザイン等については、提案者の負担とします(実際に使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合は、具体的に提案してください)。

④ 特典の利用等により必要となる経費については、スポンサーの負担とします。

⑤ 契約期間終了後、スポンサーを継続されない場合、看板等の表示の復元についてはスポンサーにて行っていただきます。

(5) その他

① 今回、選定されたスポンサーは、期間終了後、次のスポンサーを募集する場合に優先交渉権を有することとします。

ただし、公平性、透明性及び競争性を確保する観点から概ね10年を目処に公募を実施します。

② 看板等の書換え工事の施工時期について、他の施設との調整が必要な場合、協議のうえで決定します。

5 応募資格

本市のネーミングライツスポンサーとしてふさわしい資力及び信用を備え、次に掲げる条件に該当しない法人が応募できるものとします。なお、個人での応募はできません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

② 書類提出時において、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成12年12月20日告示第350号）及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日告示第198号）に基づく指名停止の措置を受けているもの。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者

④ 法人及び代表者に国税並びに地方税について滞納があるもの。

⑤ 法人の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの。

⑥ その他宮崎市広告事業実施要綱第5条各号の規定を準用し不相当であると市長が認めるもの

6 現地説明会

募集に関する現地説明会を開催します。参加希望者は、**様式第1号**現地説明会への参加申込書に必要事項を記入し、平成28年9月8日(木)午後5時15分までに持参、電子メール又はFAXにて下記まで申し込みください。(必着)

※電子メール又はFAXの未到着を防ぐため、事前・事後の送信・着信の連

絡をお願いします。なお、出席の際は募集要項をご持参ください。

(1) 開催場所及び開催日時

①生目の杜運動公園：平成28年9月12日(月)13時00分(予定)

②清武総合運動公園：平成28年9月12日(月)15時30分(予定)

(2) 参加人数

各法人2名以内をお願いします。

(3) 申込先

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市地域振興部文化スポーツ課スポーツ施設係(本庁舎5階)

TEL : 0985-21-1835

FAX : 0985-20-1564

E-mail : 45taiiku@city.miyazaki.miyazaki.jp

7 応募方法

(1) 応募書類及び提出部数

応募にあたっては、以下の書類を提出してください。

提出書類 A 〈平成28年9月30日(金)までに提出するもの〉

No.	書類名	様式等	提出部数
1	宮崎市文化スポーツ課所管社会体育施設 ネーミングライツスポンサー応募意思表示書	様式第3号	1部
2	決算に関する次に示す書類(直近2カ年度分) ■法人のうち特定非営利活動法人以外の法人 1) 貸借対照表又はこれに準ずる書類 2) 損益計算書又はこれに準ずる書類 ※「販売費及び一般管理費」も添付すること。 3) 事業報告書又はこれに準ずる書類 4) 法人税確定申告書(2カ年分) 5) 勘定科目内訳書(2カ年分) ■法人のうち特定非営利活動法人 1) 財産目録 2) 貸借対照表 3) 収支計算書 ■その他の団体 1) 法人の登記事項証明書の記載事項を明らかにする書類 2) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び直近2カ 年分事業年度の収支決算書	任意様式	11部
3	法人の概要	様式第4号	10部
4	法人にあつては、法人の登記事項証明書、その他の団体にあつては、同証明書の記載 事項に準じた事項を明らかにする書類		10部
5	役員の氏名・住所等一覧表	様式第5号	10部

提出書類 B 〈平成 28 年 10 月 21 日（金）までに提出するもの〉

No.	書類名	様式	提出部数
1	ネーミングライツスポンサーに関する提案書	様式第 6 号	10 部
2	地域貢献等に関する取組状況	様式第 7 号	10 部
3	ネーミングライツに付随する特典や条件等に関する書類	任意様式	10 部
4	<p>納税証明書（法人及び代表者のもの）</p> <p>① 所管税務署発行の納税証明書（未納の税額のない証明、平成 27 年 6 月 1 日以降のもの）</p> <p>法人：法人市民税、消費税及び地方消費税（書式その 3 の 3 等）</p> <p>代表者：申告所得税、消費税及び地方消費税（書式その 3 の 2 等）</p> <p>② 当該法人所在地発行の市税完納証明書（下記の税について滞納していないことの証明、平成 27 年 6 月 1 日以降のもの）</p> <p>法人：固定資産税、市県民税（特別徴収分）、軽自動車税、法人市民税、事業所税</p> <p>代表者：固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>※宮崎市分については、指定様式「税証明交付申請書」にて、<u>市民課又は各総合支所市民福祉課</u>へ証明請求すること。</p>		<p>原本：1 部</p> <p>写し：1 部</p>

(2) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募書類は対象施設ごとに提出してください。1 社で複数の施設等に係る提案をしていただくことができます。
- ② 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- ③ 応募期限後の応募書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- ④ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ⑤ 応募書類その他提出された書類は、返却しません。
- ⑥ 応募書類その他提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は非公開とします。

(3) 応募受付期間

平成 28 年 9 月 1 日（木）から平成 28 年 9 月 30 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。（郵送の場合は、必着）ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(4) 提出先及び問い合わせ先

提出方法は、以下への直接持参または郵送のみとします。

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市地域振興部文化スポーツ課スポーツ施設係（本庁舎5階）

TEL : 0985-21-1835

FAX : 0985-20-1564

E-mail : 45taiiku@city.miyazaki.miyazaki.jp

8 質問の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり行ってください。

(1) 質問書受付期間

平成28年9月12日（月）～平成28年9月16日（金）

(2) 質問書の提出

様式第2号募集要項の内容等質問書に記入のうえ、電子メール又はFAXにて文化スポーツ課に提出してください。

※電子メール又はFAXの未到着を防ぐため、事前・事後の送信・着信の連絡をお願いします

(3) 回答

平成28年9月21日（金）午後5時まで（予定）に、応募者全員にメールで回答します。

9 選考方法

ネーミングライツ料、契約期間、名称及び財務諸表等を下記の審査項目に基づき審査し、優先交渉権者を決定した後、契約条件を協議した上でスポンサーとして決定します。

項目	配点	評価基準
ネーミングライツ料	50	提案金額に応じて評価します
契約期間	10	期間の長さに応じて評価します
愛称	20	
親しみやすさ	5	左記項目を総合的に勘案し評価します
呼びやすさ	5	
ふさわしさ	5	
健全性	5	
地域貢献等	30	
法人所在地	15	・市内に法人がある ⇒ 15点 ・市内にはないが、県内にはある ⇒ 8点 ・県内に法人がない ⇒ 0点
地域貢献の状況	15	地域貢献の状況を総合的に勘案し評価します
財務状況	10	財務状況の健全性について評価します
合計	120	

10 選定の日程等

ネーミングライツスポンサーの選定にあたっては、必要に応じてヒアリングを行い、提案内容について「文化スポーツ課所管社会体育施設ネーミングライツスポンサー候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により総合的に判断し選定した結果に基づき、市が決定します。

（１）ヒアリング日程

必要に応じて、平成２８年１１月頃に行います。詳細については、別途お知らせします。

（２）ネーミングライツスポンサーの選定期期

平成２８年１１月頃を予定しています。

なお、結果は応募者に文書で通知いたします。

（３）愛称の運用開始の時期

平成２９年２月を予定していますが、協議の上で決定します。

11 協定の締結等

選定委員会により選定されたネーミングライツスポンサーと市との間で「ネーミングライツに係る協定」を締結します。

12 その他留意事項

（１）ネーミングライツスポンサーは、取得した権利について第三者に譲ることはできません。

（２）関係法令を承知の上で応募してください。